

後記添付の「定款」は、当会社のものに相違ありません。

令和 年 月 日

名古屋市〇区〇〇丁目1番1号

株式会社★甲野商店

代表取締役 甲野★太郎

株式会社★甲野商店定款

令和1年1月11日 現在

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社★甲野商店と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 家庭電器用品の製造及び販売
- 2 家具、什器類の製造及び販売
- 3 光学機械の販売
- 4 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、取締役会、監査役その他会社法第326条第2項に定める機関を設置しない。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、400株とする。

(株券の不発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。。

(株主に株式等の割当てを受ける権利を与える場合)

第9条 当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び引受申込期日の決定は、取締役の過半数の決定をもって行う。

(募集株式の割当てを受ける者を定める場合)

第10条 当社が、募集会社の引受けの申込者の中から募集株式の割当てを受ける者を定める場合には、割当てを受ける者及び割当数の決定は、取締役の過半数の決定をもって行う。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第11条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第12条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなけ

ればならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(基準日)

第13条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当社は、基準日後に、募集株式の発行等、吸収合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第14条 当社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じた場合も、同様とする。

- ② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(招 集)

第15条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があると

きは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

- ③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第16条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(株主総会の開催地)

第17条 株主総会は、本店の所在地又はその隣接地において開催する。ただし、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、その他の地において開催することができる。

(議 長)

第18条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第19条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第20条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第21条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第22条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第23条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(資 格)

第24条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。

- ② 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任及び解任の方法)

第25条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。
- ③ 取締役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(取締役の任期)

第26条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(報酬及び退職慰労金)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 代表取締役及び役付取締役

(代表取締役及び社長)

第28条 当会社の取締役が1名の場合は、その取締役が代表取締役社長となり、2名以上ある場合は、取締役の互選によって代表取締役を選定する。

- ② 代表取締役が複数の場合は、取締役の決議によりそのうち1名を社長とする。
- ③ 社長は、当会社の業務を統括する。

(役付取締役)

第29条 当会社の取締役が2名以上ある場合は、必要に応じ、取締役の互選によって専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第6章 計 算

(事業年度)

第30条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第31条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

第7章 その他

(定款に定めのない事項)

第32条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以 上